

年払いでお支払いいただいている会員様へ

消費税率変更に伴う対応について

いつも建設情報提供サービス（J A C I C N E T）をご利用いただき、誠にありがとうございます。

既にご承知の通り、平成 31 年 10 月から消費税が 8%から 10%に引き上げられる予定です。つきましては、J A C I C N E Tの料金におきましても、これに合わせ 10 月分の請求から消費税を 10%とさせていただきますたく存じます。

とはいえ、消費税 10%の施行は現段階では決定となっておらず、従来のように 5 月初旬に 1 年分の料金を請求させていただくという形は取れない状況になっております。

そこで誠に申し訳ございませんが、今年度に限り、下記のような変則的なご請求とさせていただきますたく存じます。

●今年度限り

5 月初旬ご請求・・・31 年 4 月～9 月分まで（半年分）

10 月初旬ご請求・・・31 年 10 月～32 年 3 月分まで（半年分）

会員様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、よろしく
お願い申し上げます。